

[事案 2024-103] 契約取消等請求

・令和 8 年 6 月 30 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2024-102] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の不適切な募集行為があったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったものの。

<申立人の主張>

昭和 58 年 3 月に契約した養老保険（契約①）を転換し、昭和 61 年 7 月に終身保険（契約②）を契約したが、以下の理由により、契約②を無効として契約①に戻してほしい。

- (1) 契約①を申し込んだ後、転職し、転職した後の職業を保険会社に伝える必要があるかどうか疑問に思い、契約①の職業欄はこのままで良いのか、と連絡して質問したところ、保険会社の職員が自宅に来て、書いてほしい書類があると言われ、職業変更の書類には記入したが、契約②の申込書に署名押印した記憶はない。
- (2) 募集人に契約①の保険証券を見せたところ、「若いのにこんな保険に入っているのはおかしい。養老保険（契約①）を下取りとして配偶者の終身保険に入った方がいい」と言われ、強引に、契約①を配偶者の契約に転換させられた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約②の申込書には、保険金額や保険料額が記入されている。また、申込書には、申立人の署名、押印があり、「ご契約のしおり」の受領印欄にも押印があることからすれば、申立人が、契約①を契約転換して、新たに契約②の申込みをするということを理解したうえで、契約転換手続きを行ったものと言える。
- (2) 契約転換制度は、転換後契約の契約者、被保険者はそれぞれ現在の契約（転換前契約）の契約者、被保険者と同一人とするものである。そのため、契約者兼被保険者を申立人とする契約①を転換し、契約者兼被保険者を配偶者とする契約に契約転換することはできない。
- (3) 申立人は、昭和 63 年 3 月、契約②の契約者兼被保険者の名義をご自身の改姓後の名義に変更するとともに、死亡保険金受取人を両親から配偶者に変更し、さらに同年 9 月には、契約②を解約している。これらのことからすれば、申立人は、契約②の申込みをしたことを認識していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各契約締結時の状況等を確認するため、申立人および申立人の配偶者、ならびに配偶者の契約を担当した募集人に対して事情聴取を行った。なお、契約①②を担当した募集人は退職しているため事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

